



## 日米EU医薬品規制調和国際会議

### eCTD IWG Q&A

Version 1.18  
2009年10月29日

#### 改訂履歴

版番号	Date	Description
1.0	2003年1月	ICHに提出された質問を検討した後の最初のノーベル賞
1.1	2003年2月	ICH運営委員会議(東京)
1.2	2003年7月	ICH運営委員会議(ブリュッセル)
1.3	2003年7月	ICH運営委員会議(ブリュッセル)のFDA法律家コメント
1.4	2003年7月	ICH運営委員会議(ブリュッセル)後
1.5	2003年11月	ICH運営委員会議(大阪)
1.6	2004年1月	IFPMAからの様式問題の指摘対応
1.7	2004年6月	ICH運営委員会会議(シンガポール)
1.8	2004年11月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.9	2005年5月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.10	2005年11月	ICH運営委員会会議(シカゴ)
1.11	2006年6月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.12	2006年10月	ICH運営委員会会議(シカゴ)
1.13	2007年5月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.14	2007年11月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.15	2008年6月	ICH運営委員会会議(ポートランド)
1.16	2008年11月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.17	2009年6月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.17.1	2009年8月	Q&A495つ廃止されたQ&A(6, 11, 15, 25, 28)のレイアウト修正 (内容の変更はなし)
1.18	2009年10月	ICH運営委員会会議(セントレイス)

## 緒 言

本Q&Aは、eCTDの仕様に関する共通の質問に関連するものである。本文書で回答した質問は、ICHの3種すべてのeCTDに関連するものである。ステップ2の仕様に関する質問のほとんどはステップ4で取り上げたため、このリストには示していない。地域に固有の申請方式の実装スケジュール、モジュール1の実装、ライフルマネージメントについての質問、および各地域における仕様の項目に関する質問は、各地域において公表するガイドランス文書に回答を示す。

コモン・テクニカル・ドキュメント(CTD)の目次に関連する質問は、ICHウェブサイトのCTD Q&Aセクションに提出すべきである。

これまでに提出された質問の一部は、eCTDの仕様変更を要求している。

本文書は、仕様が変更管理を受ける場合、または新規の質問がeCTD IWGに提出された際に、更新される。

#	質問	回答	承認日
4	<p>バックボーンへの記載を重複することなく、また意図したCTD構造から逸脱しない方法で、モジュール3「添加剤の管理」セクション(3.2.P.4)に対する正しいindex.xmlファイルを作成する。CTDでは各添加剤に対し、個別のセクション3.2.P.4.1から3.2.P.4.4までを提供し、eCTDでは、3.2.P.4.6は別々のファイルであると考えられる。eCTDでは、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対し、フォルダとして、あるいはバックボーンへ記載としても、繰り返し構造を提供できない。</p> <p>この質問は変更要請00100から作成された。</p>	<p>バックボーンの作成方法を以下に示す：各添加剤毎に要素m3-2-p-4-control-of-excipientsを繰り返し、各要素を割り当てる(例えば、ステアリン酸マグネシウムおよび精製水)。これらのそれぞれに対して、3.2.P.4.1、3.2.P.4.2、3.2.P.4.3、3.2.P.4.4にに対する文書を含むリーフ要素を含める。ここに3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素の繰り返しを作成し、添加剤属性値「animal-human-novel」を割り当てる。ここに、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める。ディレクトリ/ファイル構造は、以下のようなものになる。</p> <pre> graph TD     index["index.xml"] --&gt; crosscarmallose["crosscarmallose-sodium.pdf"]     index --&gt; magnesium["magnesium-stearate.pdf"]     index --&gt; purified["purified-water.pdf"]     index --&gt; sodium["sodium-chloride.pdf"]     index --&gt; titanium["titanium-dioxide.pdf"]     index --&gt; excipients["excipients-human-animal.pdf"]     index --&gt; novel["novel-excipients.pdf"] </pre>	Feb-03

#	質問	回答	承認日
8	eCTD仕様書は「append」(追加) operation属性をどう開梱し、利用するのか？当局内の審査ツールがこれらの属性をどう取り扱うかについて明確にすべきである。	<p>&lt;?xml version="1.0"?&gt;</p> <p>&lt;!DOCTYPE eelements [View Source for full doctype...]&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- &lt;m3-quality&gt;</li> <li>- &lt;m3-2-body-&gt;data&gt;</li> <li>- &lt;m3-2-p-&gt;full-product&gt;</li> <li>- &lt;m3-2-p-&gt;control-of-expipients&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; "crosscatmose-sodium"&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-2-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-3-validation-of-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-4-justification-of-specifications&gt;</li> <li>&lt;m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt;</li> <li>- &lt;m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; "logesium-stearate"&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-1-specifications&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-2-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-3-validation-of-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-4-justification-of-specifications&gt;</li> &lt;/m3-2-p-&gt;4-justification-of-specifications&gt; &lt;/m3-2-p-&gt;control-of-expipients&gt; &lt; m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; "purified-water"&gt; <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-1-specifications&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-2-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-3-validation-of-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-4-justification-of-specifications&gt;</li> &lt;/m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; - &lt;m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; "sodium-chloride"&gt; <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-1-specifications&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-2-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-3-validation-of-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-4-justification-of-specifications&gt;</li> &lt;/m3-2-p-&gt;4-justification-of-specifications&gt; &lt;/m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; - &lt;m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; "titanium-dioxide"&gt; <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-1-specifications&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-2-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-3-validation-of-analytical-procedures&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-4-justification-of-specifications&gt;</li> &lt;/m3-2-p-&gt;4-justification-of-specifications&gt; &lt;/m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; "animal-human-novel"&gt; <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-5-expipients&gt; "animal-human-novel"&gt;</li> <li>* &lt;m3-2-p-&gt;4-6-normal-expipients&gt;</li> &lt;/m3-2-p-&gt;4-control-of-expipients&gt; &lt;/m3-2-p-&gt;product&gt; &lt;/m3-2-body-&gt;data&gt; &lt;/m3-quality&gt; </ul>	<p>Feb-03</p> <p>eCTD仕様書は、申請者から規制者への電子的CTDの提出に関する審査ツールによる申請資料を審査するためには、各地域の規制当局に問い合わせること。</p>

#	質問	回答	承認日
12	eCTD仕様書では、3.2.A.3で新規添加剤1つだけ認めている が1つ以上ある場合は、どうなるのか？繰り返し要素に変更す べきではないか。	この質問は、変更要請00050から作成された。  変更要請についての決定が下されるまで、解決策を規制当局と相談すること。	Feb-03
14	eCTDにおける電子署名の使用についてはどういう見解か？	この質問は変更要請00280から作成された。  現在のところM2専門家作業部会がこの問題を取り扱う予定はない。現行の電子署名の使用については、地域ガイダンスを参照のこと。	Jul-03
16	フル・テキスト・インデックス（例えば、Adobeカタログ・ファイル） を提供する必要性と、当局が希望する場合には、それらをバッ クボーンのどこに、どう含めるべきかを明確にしてほしい。	この質問は変更要請00310から作成された。	Jul-03. フル・テキスト・インデックスをどのICH地域当局も要求していないので、 ガイダンスの規定は必要ない。
20	eCTDによる申請で、tiffファイルは認められるフォーマットであ るのか、またはpdfに変換すべきか？	この質問は変更要請00350から作成された。	Jul-03 eCTDの仕様では、tiffファイルの使用は認められていない。使用できる フォーマットについては、仕様書の当該セクション（付録7）を参照のこと。
22	過去に作成された資料に關しては、M4のGranularity Annex に記載されている形式に分割するなどなく、單一ファイルとして 提出して良いか？全てのレポートがM4のGranularity Annex 示された方法で構造化しなければならない、決められた日付 はあるか？	この質問は変更要請00460から作成された。	Nov-03 既に作成されたあるいは作成中のレポートについては、單一ファイルとして 作成されている場合は、單一ファイルとして提出しても、受け入れられ る。今後作成されるレポートはM4 Granularity Annexに記載された方法で構 造化されることを推奨する。
24	地域固有（モジュール1）バックボーンxmlファイルのoperation 属性は常に新しいものとするのか。	この質問は変更要請00600から作成された。	Jun-04 地域固有の手引きを参照のこと。

#	質問	回答	承認日
26	申請者が仕様v3.0を使ってeCTDを提出する場合、バージョン3.2との将来の互換性はどうにして保証されるのか。 この質問は変更要請00540から作成された。	v3.0を使用した場合であっても、IDを使って将来的な互換性の問題を回避することが望ましい。 すでに提出済みのファイルについては、規制当局に相談してライフサイクル問題を解決する方法について確認すること。	Jun-04
27	一つの申請を通じて、DTDのバージョンは一つであるべきと予想される。従って、同一申請において初回提出時に用いたDTDと同じバージョンをその後も使い続けるべきか？ 一方、新たなDTDは新規あるいは継続にかかわらず、ある一定の時期から使いはじめるべきか？ また、仮にDTDの変更が必要であるならば、古い項目の名称変更や新たな項目が追加されたような構造が変更された場合、どのように規制当局はビューアイングツールを累積ビューのために提供するのか？	申請者は個々の地域において受け入れ可能な最新のDTDを使用するものと予想される。M2専門家作業部会及び3極の規制当局は何時新たな仕様を公表するかに關するガイダンスを提供するであろう。新たなる仕様の実装時期は特定されるものと思われる。規制変更(例えばCTDの変更)は財座に実施され、技術の変更是新たなベンジャーな改訂時まで遅れる可能性がある。	Nov-04
35	この質問は変更要請00690から作成された。	関連シーケンス・エレメントについて、詳細な説明を提供できるか？ この質問は、変更要請00890から作成された。	May-05

#	質問	回答	承認日
36	IWGのeCTDの経験より、自社で作成したeCTDメッセージの他の申請者あるいは規制当局による閲覧を妨げているのは、仕様のどの部分が誤解されているからなのか? この質問は、変更要請00580から作成された。	<p>経験に基づくと、適時なeCTD申請資料の交換を妨害するようなeCTD仕様の種々の解釈があつた。eCTDメッセージを作成および閲覧する人は、eCTD仕様（ICHおよび地域）に従い、こうした問題を避けるために地域の当局と相談すること。以下のリスト中の項目は既に仕様3.2に存在するが、こうした問題を軽減するためにここまでまとめた。eCTDメッセージを交換するには、これらの項目の遵守が必要である。特別な管理はeCTDメッセージの交換を妨害するかもしれない。IWGはeCTDの実施を継続して監視し、追加説明を提供する。</p> <p>項目12および20が2007年5月11日に更新された。</p>	May-07
48	「index-md5.txt」ファイルのフォーマットに関する追加のガイドンスはあるか。	<p>「index-md5.txt」ファイルには、対応する「index.xml」ファイルの32文字のMD5チェックサムのみを含めるものとする。この値の前後に追加の文字（キャリッジ・リターンおよびその他の非表示文字を含む）を入れてはならない。</p>	Jun-08

#	質問	回答	承認日
49	欠けている属性値の取り扱いに関する追加のガイドナンスはあるか。	<p>eCTD DTDが定義する「属性」には2種類がある。すなわち、リーフ要素を構成する属性(例:id、checksum、operationなど)と、反復要素の内容の定義に用いられる属性(例:3.2.Sの「substance」属性、5.3.5の「indication」属性など)である。eCTD DTDはこれらの属性を、必須(技術的に必要な)属性または任意の(選択的)属性のいずれかとして定義する。</p> <p>「任意」の属性についてはいざれも、この属性に値が与えられていない場合、その属性は省略する。たとえば、2.3.Pでは「product-name」、「dosageform」、「manufacturer」属性が任意属性である。申請者がこれらの属性に値を付与することを選択する場合(例:それぞれDrug X、Tablets、Company X)、index.xmlには以下のステートメントを含めることができる。</p> <pre>&lt;m2-3-p-drug&gt;product dosage-form="Tablets"   manufacturer="Company X" product-name="Drug X"&lt;/m2-3-p-drug&gt;</pre> <p>[注:属性は任意の順序で指定できる]</p> <p>申請者が「product-name」および「dosageform」属性のみに値を提供することを選択した場合、index.xmlには以下のステートメントが含まれる:</p> <pre>&lt;m2-3-p-drug&gt;product dosage-form="Tablets" product-name="Drug X"&lt;/m2-3-p-drug&gt;</pre> <p>「manufacturer」属性の値は付与されていないので、「manufacturer」ステートメントを含める必要はない。</p> <p>すべての技術的に「必須」の属性については、値を付与しなければならない。そうでなければ、そのファイルは無効となる。各リーフ要素には、技術的に必須の属性としてID、operation、checksum、checksum-typeの4つがある。operation属性がdeleteのリーフ要素には、xlink:href属性は必要としない。したがって、一般的に「checksum」および「checksum-type」属性に提供する適切な値はない。日本では、「checksum」属性値は空になり、「すなわち、ダブルクオーテーションマークの間に何も入力しない、「checksum=""」)、「checksum-type」属性値は"md5"とする。その他のすべての地域では、「checksum」属性値も「checksum-type」属性値も空になる。</p>	Jun-08

#	質問	回答	承認日
50	ICH eCTD Q&AのQuestion 30には、独自のスタイルシートの受け入れ可能性に関する記述では申請者は地域ガイドラインを参照するべきであると書かれている。ICH M2/ESTRIウェブサイトにはICHスタイルシートのチェックサムが公表されており、一部のeCTDバリデーションツールでは提供されたスタイルシートのチェックサムが公表値と一致しない場合に問題が報告されるとが知られている。 申請者が作成したスタイルシートの追加のガイダンスはあるか。	すべてのeCTDは、そのeCTDの送付先である該当地域または該当国のICHおよび地域の承認済みスタイルシートを含むものとする。 ICHの現在推奨するのは、申請者は独自のスタイルシートを当局に提出せず、ICHおよび地域で承認されたスタイルシートのみを受け入れ可能なスタイルシートとして提出しなければならない。	Jun-08
51	util/dtdおよびutil/styleフォルダの内容に関する制約はあるか。	これらのフォルダの内容に関する制約は、一般的に、これらのフォルダの内容は、eCTDの構造、バリデーション、および表示をサポートするICHおよび地域向けのファイルに限定されている。この記述には、ICHおよび地域のDTD、地域のサポートファイル(eu.modファイルなど)、バリデーションに必要なファイル(valid-values.xmlファイルなど)、ICHおよび地域のスタイルシート・ファイルが含まれる。これらのフォルダをその他の種々のファイルに使用してはならない。	Jun-08
52	リーフIDはeCTDシーケンス内で一意でなければならないのか、あるいはXMLインスタンス内で一意でなければならないのか。	eCTDバックが一意でなければならぬ。そうでなければ、重複した値が構文解析エラーを引き押すため、ファイルは無効になる。リーフIDをシークエンス内で一意とすることは、技術的要件ではない。リーフIDの参照には必ずXMLインスタンスのパスとファイル名が含まれるため、そのリーフの一意の識別子を提供する。	Jun-08

#	質問	回答	承認日
53	eCTD内のすべてのPDFファイルにブックマークをつけなければならぬか。	目次(TOC, Table of Contents)のある文書にはブックマークがついていることが期待される(詳細についてはeCTD仕様を参照)。TOCがない文書には、ブックマークが文書内容のナビゲーションに役立つ場合、ブックマークをつける。たとえば、試験結果を要約した4ページの文書に、ナビゲーションの助けとなるブックマークが必要となる場合がある。一方、単一のデータリストで構成される300ページのファイルの場合、それ以上の内部構造はないため、ブックマークは必要ない。詳細については地域ガイドランスを参照すること。 →)	Jun-08
54	eCTDファイルのフォルダ構造に空のフォルダ(すなわち、別名のフォルダもファイルも入っていないフォルダ)を含めることができるか。	空のフォルダを提出してはならない。	Jun-08
55	eCTD仕様では、PDF 1.4が全地域で受け入れ可能な唯一のバージョンであると推奨されている。その他のPDFの文書のプロパティについて、ICHの推奨はあるか。	その他のPDF表示ツールを使用した場合は、設定の表示は異なる可能性がある。しかし、Acrobat 7では、「ファイル」>「文書のプロパティ」をクリックすることで「文書のプロパティ」を確認でき、これにより以下のタブが表示される。 「概要」タブ — 申請者はファイルがPDF 1.4であることを必ず確認し、そうでない場合は必ず地域ガイドランスに準拠する。ファイルはFast Web Viewing(高速ウェブ表示)用に最適化しなければならない。ICHでは、このタブのその他のフィールドに関する推奨はしていない。 「セキュリティ」タブ — eCTD仕様に記されているように、個々のファイルにはいかかるセキュリティの設定も行つてはならない。 「フォント」タブ — eCTD仕様に、フォントおよび埋め込みの使用に関する提案が含まれている。 「初期表示」 — ICHでは以下の設定を推奨する: 表示>Show = ブックマークとページ; ページアウト = デフォルト; 倍率 = デフォルト; ページ番号 (Open to Page Number) 1 上記以外の個々の設定については、ICHからの推奨はない。	Jun-08

#	質問	回答	承認日
56	リーフ記述内のapplication version属性はどのように使用するべきか。	application version属性は以下の状況でのみ使用するものとする: PDFに関連コンテンツがあるリーフ要素の場合、application versionを使用してPDFのバージョンを明示するものとする(例:PDF 1.4)。PDFのバージョンを確認するには、AcrobatでPDFファイルを開き、「ファイル」>「文書のプロパティ」をクリックする。「概要」タブでPDFのバージョンを確認できる。	Jun-08
57	xml:lang属性の正しい使用法に関する明確な説明はあるか。	xml:lang属性は現在、ICH eCTDバックボーンには使用されていない。地域モジュールでのこの属性の使用については地域ガイドランスを参照されたい。	Jun-08
58	モジュール3の構造的メタデータの値(モジュール3.2.Sでは原薬名および製造業者、モジュール3.2.Pでは製剤名、剤形、製造業者)をそのモジュールのフルダ名としても使用しなければならないか?	いいえ。メタデータの値をそのままデイクリトリ構造のフルダ名に使用しない。なぜならない技術的要件はない。さらに、ツール・ベンダーは、ユーザーがメタデータの値とフルダの値を別々に所有できるようにすべきである。そうすれば、構造的メタデータの記述的な直に影響を及ぼすことができなく、ユーザーがフルダ/ファイル・パス全体の長さを管理することができるからである。	Nov-08
59	すべてのシーケンスで同じフルダ名にする必要があるか? (例、原薬名)	いいえ。フルダ名が過剰に長くなる等といった理由で変更が必要な場合には、シーケンシング・ツールはすべてのシーケンスでフルダ名の統一を強制すべきではない。	Nov-08
60	同一のバックボーン・インスタンスまたは別のシーケンスにおける複数のリーフから、單一のSTFファイルを参照させることは許容されるか?	使用される各インスタンスのライフサイクル管理上の問題が発生しうるため、推奨されない。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。	Nov-08
61	1つのSTFファイル内で、同一のバックボーン・インスタンスまたは別のシーケンスにおける別のeCTD要素のリーフ要素を参照することは許容されるか?	使用される各インスタンスのライフサイクル管理上の問題が発生しうるため、推奨されない。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。	Nov-08

#	質問	回答	承認日
62	STF仕様書のタイトル名「1試験の情報をCTDの別のサブセクションで提示する(Presenting Information from One Study in a Different Subsection of the CTD)」に記載されている仕様に準拠するために、バックボーンにおいて2つの異なる場所に同一の試験IDをつけてSTFファイルを提供することは許容されるか?	<p>複数のeCTDサブセクションに関する单一試験の結果を提出する場合、同一のSTFを作成し、同一のサブセクションに関連づけるべきである。その試験が関連する追加的な各サブセクションについては、スポーツサーキュレーションにSTFがあるのかを記載した単一の書類を提出すべきである。</p> <p>单一ファイルを提出するのではなく、個別のサブセクション下の試験報告書のライフサイクルを自ら管理することを望む場合は、追加的なSTFファイルと付随するリーフを提出すること。複数のSTFに関する試験IDは、ADME123-absorptionやADME123-distributionのように明確な接尾語をついた独自の試験識別子で構成すべきである。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。</p>	Nov-08
63	STF仕様書のタイトル名「CTDの同一サブセクション内における期間別(time-specific)分析を識別する(Distinguishing Time-Specific Analyses Within the Same Subsection of the CTD)」に記載されている仕様に準拠するため、同一の場所に同一の試験IDをつけて2つのSTFファイルを提供し、試験サイト同士を使用して2グループを区別することとは許容されるか?この2グループを区別するために試験IDに接尾語をつけることは、許容あるいは推奨されるか?	<p>同一の試験IDを有する2つのSTFファイルは、同一試験と解釈される。したがって、試験タイトルによる区別はできない。abc123-6monthやabc123-12monthのように、試験IDに接尾語を加えることは、区別する助けになると考えられる。</p>	Nov-08
64	eCTD申請において、ウェブサイトを引用することや、URLを記述することは可能か?	<p>この質問は変更要求01960により作成された。</p>	June-09

#	質問	回答	承認日
65	<p>モジュール2と3で使用するXMLデータ構造は一致しなければならないか。例えばモジュール3のS項が、2つの原葉製造業者毎のセクションに分かれ、各々のXML属性を有する場合、モジュール2の品質に関する概括資料(QOS)のセクションを両製造業者を網羅する单一セクションとすることは可能か。</p> <p>本質問は変更要求 650、660、1420、1430および1540に対してなされた。</p>	<p>モジュール2,3と3で使用するXMLデータ構造を必ずしも一致させる必要はない。</p> <p>ICH M4の別添:グラニュラリティ・ドキュメントで文書をまとめてよいとする規定では、モジュール2,3の項すべてを網羅する単一の文書であり、この場合DTDの定義上必須なXML属性は存在しない。申請者がさらに詳細なレベルに分割する場合(2,3,Sなど)、XML属性値「substance(原葉)」および「manufacturer(製造業者)」を用いることで、ファイル(または異なるタイトルのリーフからなる複数のファイル)を区別して提供することができます。この場合、2,3,Sと3,2,Sの属性値が異なる可能性がある(2,3における「manufacturer(製造業者)」は「all(すべて)」だが、複数の3,2,S項では「manufacturer(製造業者)」は各自、特定の属性値となる)(質問および回答#67も参照のこと)。文書をまとめてよいとする最下位の階層に分割する場合(2,3,S,1など)も同様に、「substance(原葉)」および「manufacturer(製造業者)」を用いる。グラニュラリティ・ドキュメントで決められている階層構造に限る制限については地域のガイドanceスを参考にすること。</p> <p>いずれの場合でも、ファイルは23-qosという名前の单一のフォルダに格納することができます。その場合、使用するXML属性値に限りなく、ファイル名は一意的でなければならぬことに留意する。</p>	Oct-09

#	質問	回答	承認日
66	<p>モジュール2および3において、原薬を識別するXML属性である「substance(原薬)」および「manufacturer(製造業者)」は必須か。あるいは各属性が複数存在する場合のみ必要か。</p> <p>本質問は変更要求650、660、1420、1430および1540に対してなされた。</p>	<p>これらは、モジュール2([2.3.S.原薬])およびモジュール3([3.2.S.原薬])のXML要素の必須属性である。現行のDocument Type Definition (DTD) ([文書型定義])では、技術的にこれら属性の存在が要求(DTDに「#REQUIRED」と規定)されている。</p> <p>「substance(原薬)」属性は主に、固定用量での配合剤又は一括包装される組み合せ製剤中の各原薬を区別することを目的としている。この属性値には一般にINNが推奨される。</p> <p>「manufacturer(製造業者)」属性は、同一原薬に異なる製造業者が存在する場合のライフル管理を容易にするためにデザインされた。「同一原薬に異なる製造業者が存在する場合」とは、各製造業者が異なる合成経路(化学薬品原薬)を採用するか、または異なる製造工程(生物薬品原薬)を採用することが想定される場合、または同じ3.2.Sセクションを特有のファイルを含むtopics(項目)が3.2.Sにほとんどない(現在または今後もそれが予想される)など、原薬製造業者ごとに3.2.Sセクションを設ける必要はない」と判断される場合、「all(すべて)」、「applicant(申請者)」または「not specified(非特定)」などの一般的な括弧定義を使用可能である。(括弧用語を使用することを禁じるものではない。)しかし、これらの特定の属性として使用することを目的とした申請資料を閲覧しやすくするためには、各原薬セクションを区別するなど申請資料を目的としたデータ管理を十分である。</p>	Oct-09